

市川市斎場整備運営等事業 実施方針 新旧対照表

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	新	旧
1	1	1				用語の定義(維持管理企業)	建物・設備維持管理業務を行う企業をいう。 <b>単独企業とする。</b>	建物・設備維持管理業務を行う企業をいう。単独企業又は2社とする。
2	6	2	9			事業の対象となる業務範囲(1)設計業務)	①事前調査業務(地質調査(ボーリングデータの不足分等)、 <b>アスベスト調査</b> 等)	①事前調査業務(敷地調査、地質調査(ボーリングデータの不足分等)、アスベスト調査等)
3	12	3	2	1)		事業者の募集・選定スケジュール(想定)	⑮提案書類の受付 令和6年 <b>3月～4月</b>	⑮提案書類の受付 令和6年2月
4	12	3	2	1)		事業者の募集・選定スケジュール(想定)	⑯優先交渉権者の決定及び公表 令和6年 <b>5月～6月</b>	⑯優先交渉権者の決定及び公表 令和6年5月
5	14	3	3			参加資格要件	応募者(参加 <b>表明書に明記する</b> 下請企業含む)は、次の資格要件を全て満たすものとする。	応募者(下請企業含む)は、次の資格要件を全て満たすものとする。
6	16	3	3	2)	①	コ	共通の資格要件 本事業に係る発注支援業務に関与している者、本事業に係る市川市が設置する選考委員会の委員及び市川市が専門的意見を聴取する外部有識者との間に資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業 <b>及び下請企業</b> になることはできない。	本事業に係る発注支援業務に関与している者、本事業に係る市川市が設置する選考委員会の委員及び市川市が専門的意見を聴取する外部有識者との間に資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業及び構成企業になることはできない。
7	20	3	3	2)	④	オ	指定管理者の要件 指定管理者は、次の要件を満たす単独企業又は上限を3社とする共同事業体とする。 なお、次の要件を満たす維持管理企業もしくは火葬炉運転企業を下請企業とすることも可とする。	指定管理者は、次の要件を満たす単独企業又は上限を3社とする共同事業体とする。 共同事業体を組成する場合は、構成員数は2社又は3社として、運営企業及び火葬炉企業は単独企業であること、維持管理企業は単独企業又は2社とする。 なお、次の要件を満たす維持管理企業もしくは火葬炉運転企業を下請企業とすることも可とする。
8	25	5	1			表5-1 新斎場建設予定地の敷地条件	計画敷地面積 <b>20,523.2㎡</b>	計画敷地面積 約19,770㎡(都市計画決定部分 約11,000㎡)
9	26	5	2			規模及び機能	表5-5 仮設斎場の <b>構造・規模</b>	表5-5 仮設斎場の施設要件
10	26	5	2			規模及び機能	表5-6 仮設斎場の諸室の <b>目安</b>	表5-6 仮設斎場の諸室概要
11	37					別紙2 リスク分担	※1 火葬炉の運転費(電気・ガス)は <b>新斎場の火葬炉に係る運転費(供用開始前)を除き</b> 市の負担とし、その他の費用については、指定管理料に含まれるものとする。	※1 火葬炉の運転費(電気・ガス)は市の負担とし、その他の費用については、指定管理料に含まれるものとする。